

独立行政法人日本貿易振興機構 第四期中期目標

平成27年4月

最新改訂 平成29年3月

經濟産業省

独立行政法人日本貿易振興機構 第四期中期目標 目次

| | |
|---|----|
| 1. 貿易投資振興機関としての日本貿易振興機構の位置付けとその役割 | 1 |
| 2. 中期目標の期間 | 1 |
| 3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 | 2 |
| (1) 対日直接投資の促進 | 2 |
| (2) 農林水産物・食品の輸出促進 | 3 |
| (3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援 | 5 |
| (4) 我が国企業活動や通商政策への貢献 | 8 |
| 4. 業務運営の効率化に関する事項 | 11 |
| (1) 業務改善の取組 | 11 |
| (イ) 組織体制・運営の見直し | 11 |
| (ロ) 調達方法の見直し | 12 |
| (ハ) 人件費管理の適正化 | 12 |
| (二) 費用対効果の分析 | 13 |
| (ホ) 民間委託（外部委託）の拡大等 | 13 |
| (2) 業務の電子化 | 13 |
| 5. 財務内容の改善に関する事項 | 13 |
| (1) 自己収入拡大への取組 | 13 |
| (2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 | 14 |
| (3) 保有資産等の見直し | 14 |
| (4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等 | 14 |
| 6. その他業務運営に関する重要事項 | 14 |
| (1) 内部統制 | 14 |
| (2) 情報管理 | 15 |
| (3) 情報セキュリティ | 15 |
| (4) 人事管理 | 15 |
| (5) 安全管理 | 15 |
| (6) 顧客サービスの向上 | 16 |

1. 貿易投資振興機関としての日本貿易振興機構の位置付けとその役割

日本貿易振興機構は、独立行政法人日本貿易振興機構法第3条にあるとおり、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。

日本貿易振興機構は、第一期中期目標（平成15年～18年度）、第二期中期目標（平成19年度～22年度）及び第三期中期目標（平成23年度～26年度）を通じて、我が国企業の海外展開支援及び新興市場開拓支援、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、通商政策への貢献など、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施してきたところである。

我が国経済を取り巻く現状に目を向けると、日本経済が少子高齢化による人口減少という経済社会構造上の大きな変化に直面する一方、海外では新興国を中心に世界市場が急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国の競争が激化している。

こうした中、政府の「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、日本経済の成長に向けて、①対内直接投資の活性化、②農林水産物・食品の輸出促進、③中堅・中小企業等の海外展開支援等において日本貿易振興機構に対して施策の実施・貢献が期待されている。さらに、「日本再興戦略（改訂版）」（平成26年6月24日閣議決定）においては、これらの施策の実施に当たり日本貿易振興機構の機能について、対日投資ワンストップ機能強化、農林水産物・食品における国際展開支援や輸出振興に関する知見等の活用、中堅・中小企業等の新興国市場獲得のための機能強化等を図ることとされるなど、貿易投資振興機関として、中核的な役割・貢献を果たすことが期待されている。

こうした政府の成長戦略等を踏まえ、また、長期的視点に立って、日本貿易振興機構を、経済産業省の政策体系のうち、「対外経済政策」における「国際交渉・連携」、「海外市場開拓支援」、「貿易・投資」の各施策、その他「中小・地域」等の政策のうち貿易・投資の促進に関わる施策を実施する機関として位置付け、第四期中期目標においては、施策実施機関として、国内外の政府・自治体・貿易投資振興機関・研究機関・民間企業・商工団体等と連携し、特に意欲のある自治体・民間企業・商工団体等に対して積極的に働きかけることで、日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的に繋げる機能（「つながり機能」）を担い、アウトバウンドとインバウンドの好循環を生み出して貿易と投資を活性化させるハブとしての役割を果たす。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

日本貿易振興機構が、前述の役割を果たし、政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、以下の方向で事業活動を実施していく。その際、顧客サービスの向上に努めながら、国内外の広範なネットワークを活用して、国内外の政府・自治体、貿易投資振興機関、研究機関、国際機関、民間企業・商工団体等や外部人材との連携を図り、それら機関・人材を有機的に繋ぐハブとして、我が国の貿易投資振興政策の実施に関し積極的にコーディネートし、より高い政策効果の実現を目指す。

(1) 対日直接投資の促進

政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増（2012年比）」に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。

- 総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。
- 日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を総動員して、海外において攻めの営業活動・広報戦略を展開する。さらに、その受け手となる国内での誘致体制を強化して、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進する。
- 外国企業の拠点設立に対する支援や、政策提言等の従来活動に加えて、外国企業の誘致に積極的な自治体と共同した誘致活動や外国企業と日本企業との資本提携支援など、新たな取組を検討する。また、国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。

【指標】

- ・ 投資プロジェクト管理件数について年平均1,200件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：平成26年度900件)
- ・ 誘致成功件数について中期目標期間中に470件以上（うち大型等特定誘致案件60件以上）を達成する。(前中期目標期間実績：年平均78件（うち、大型等特定誘致案件10

件))

- ・ 対日直接投資促進事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。
(前中期目標期間実績：8割以上を達成)
- ・ 自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組（トップセールス、セミナー、外国企業等の招へい等）を積極的に行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。(関連指標：自治体等との連携件数)
- ・ 規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府への情報提供等の活動を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。
(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

- 政府目標である「2020年対内直接投資残高35兆円」を達成するためには今後毎年平均すると約2兆4,000億円の残高増が必要。過去18年間（1996年～2013年）の対日直接投資のフロー実績額を平均すると、平均流入額が毎年3兆4,400億円、平均流出額が2兆7,400億円となり、毎年平均約7,000億円の流入超となる。
- 年平均流入超が残高の増加に等しく、また、年間流出額が今後ほぼ同額で推移すると仮定すれば、年間2兆4,000億円の残高増を実現するには、年間流入額を3兆4,000億円から5兆1,000億円へと1.5倍に増加させる必要がある。これを踏まえ、日本貿易振興機構は、流入額の増加に貢献すべく、中期目標期間中の毎年の誘致成功件数を1.5倍とすることが適当。前中期目標期間における誘致件数が年平均78件であったことから、 $78 \times 1.5 = 117$ 件を年間平均誘致件数とする。初年度から体制強化を図るとしても、誘致成功に至るには一定の期間を要することから、4年間で470件を目指しつつ、毎年度の達成目標は中期計画又は年度計画で設定する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】政府の日本再興戦略における対日直接投資残高倍増目標に貢献するため、誘致案件を発掘・支援し、誘致成功に結びつけることが重要となるため。

【難易度：高】アウトカム目標として、外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受ける誘致成功件数を目標として設定しているため。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大」（「農

林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部）の達成に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。

- 日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、品目別輸出団体のサポート等「オール・ジャパン」での取組を行う。例えば、海外展示会等において、自治体や業界団体等と連携しつつ、各産地の活動の取りまとめを行う。
- 海外市場調査、情報提供及び個別相談対応を通じ、初めて輸出に取り組む企業や事業者から、国別・品目別マーケティング情報など実践的な情報を求める企業や事業者まで、そのニーズに応じて、幅広い対応ができる体制を整備する。
- 日本産農林水産物・食品の海外需要拡大のため、海外の食品・外食関係者への日本産品の理解促進・啓発活動等を通じて、日本食の普及や日本食のブランド化に向けた取組を、クールジャパンの取組とも連携して実施する。
- 規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。
- 地域活性化の観点から、自治体等と連携して、地域の特色を活かした輸出支援を行う。

【指標】

- ・ 輸出支援件数（延べ社数）について年平均 3,200 件以上、かつ、平成 29 年度及び平成 30 年度で年平均 4,160 件以上を達成する。
（前中期目標期間実績：年平均 2,459 件）
- ・ 輸出成約金額（見込含む）について中期目標期間中に 676 億円以上、かつ、平成 29 年度及び平成 30 年度で合計 436 億円以上を達成する。
（前中期目標期間実績：年平均 72.3 億円）
- ・ 農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上を達成する。
（前中期目標期間実績：8 割以上を達成）
- ・ 輸出戦略実行委員会品目別部会等での情報提供支援、セミナー、商談会、見本市等に積極的に取り組み、品目別団体のオール・ジャパンでの取り組み支援を効果的に行うこと。

(関連指標：品目別の取組に貢献する事業実施件数)

- ・ 事業者からの情報収集、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、輸出環境の整備に繋げること。(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

- 「2020年に農林水産物・食品の輸出額を現状(2012年)の約4,500億円から1兆円とする」とされた政府目標(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定))が、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部改訂)において「2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大」とすると1年前倒しされた。1兆円への達成に向けて、2015年の実績額7,451億円に鑑みると1.3倍増加させる必要があることを踏まえ、日本貿易振興機構の支援による直接的な輸出実績である輸出成約金額(見込含む)についても、当初の中期目標期間中の総額520億円から1.3倍の676億円を達成することを目指すものとする。また、輸出支援件数についても同様に、当初の年平均3,200件以上から1.3倍の年平均4,160件以上の達成を目指すものとする。なお、これらを踏まえた毎年度の目標値は、中期計画又は年度計画で設定する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、海外における輸入規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- 【重要度：高】政府の日本再興戦略における輸出額1兆円の目標に貢献すべく、マッチング機会の提供など支援を実施し、輸出成約に結び付けることが重要となるため。

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開を推進するため、「今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現する」との政府目標を踏まえつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、自治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また、海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。

- 「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ等を踏まえ、サービス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進など、我が国が強みを有する産業、技術・ビジネス分野において重点産業・分野を

定めて、個別企業のビジネス組成など、成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。また、これら日本の優れたモノ、サービス、観光などの周辺ビジネスを有機的に連携し、積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。

- 市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、海外展開機関との密接な連携による現地での課題対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となって実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図りつつ、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。
- 中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の海外展開に取り組む企業の裾野の拡大と能力向上に資する事業を展開する。
- 海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。
- 知的財産権の取得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。

【指標】

- ・ 新たな輸出・投資等の海外展開成功社数について年平均 400 社以上を達成する。
(前中期目標期間実績：平成 25 年度 190 社)
- ・ 輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）について年平均 3,600 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 3,457 件)
- ・ 貿易投資相談件数について年平均 61,800 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 59,099 件)
- ・ 知的財産権等に関わる相談件数について年平均 1,500 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 1,443 件)
- ・ 海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4

段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上を達成する。

(前中期目標期間実績：8 割以上を達成)

- ・自治体等のニーズや地域の特性を踏まえつつ、地域が強みを持つ分野・産品等を有機的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。

(関連指標：地域支援プロジェクト形成件数)

- ・海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携したパビリオン形成を積極的に行い、ジャパンプランドの効果的な発信に繋げること。

(関連指標：関係機関との連携件数)

- ・ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑化に資すること。

(関連指標：相手国政府等への協力事業の実施件数)

<目標水準の考え方>

- 政府目標である「5 年間で新たに中小企業・小規模事業者 1 万社の海外展開の実現」を達成するためには毎年平均すると 2,000 社の海外展開の実現が必要。「輸出を実施していないが、関心のある企業が最も頼りにしている海外展開の相談相手（中小企業白書 2014）」において、日本貿易振興機構を選択した企業が全体の 18.2%であることを踏まえて（海外支援機関を除き、国内支援機関のみを対象として算出）、日本貿易振興機構は毎年平均目標値である 2,000 社の 20%に当たる年平均 400 社の海外展開（直接・間接輸出及び直接投資等）の実現を目標値として設定。
- 運営費交付金の効率化を図る中、経営努力により事業の効果・効率を高め、同目標値を 4 年間維持することを目指す。

<想定される外部要因>

外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、海外における輸入規制、外資規制の改善が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

注：上記目標のうち、貿易投資相談件数、新たな輸出・投資等の海外展開成功社数については、農林水産物・食品分野の実績を含める。

【重要度：高】政府の日本再興戦略における新たに中小企業・小規模事業者 1 万社の海外展開の実現目標等に貢献するため、マッチング機会の提供など支援を実施し、海外展開成功に結び付けることが重要となるため。

【難易度：高】アウトカム目標として、外部の経済的・制度的な環境や企業の経営判断な

どに大きな影響を受ける新たな海外展開成功社数を目標として設定しているため。とりわけ、海外展開未経験企業を発掘、育成し、商談等の機会の提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要であり、その難度が特に高い。

(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。

- 本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。
- 我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガ FTA など世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。

アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。

- アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。

- グローバリゼーションの中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化しており、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に応えるため、アジア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果と政策提言を創出・提供する。
- この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究を行うとともに、「開発研究」は新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に研究する。
- アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA 等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じて、研究プラットフォームを提供する。

【指標】

- ・ 調査関連ウェブサイトの閲覧件数について年平均 183 万件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均約 175 万件)
- ・ 政策担当者及び企業関係者等への日本貿易振興機構の事業や海外情報等に関するブリーフィング件数について年平均 5,100 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均 4,859 件)
- ・ 調査、研究等の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上を達成する。
- ・ 企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行うことで、具体的なビジネスの進展に繋げること。
(関連指標：セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数)
- ・ 我が国企業及び国内外政府のニーズを踏まえつつ、政策提言等やそれに向けた調査、意見取り纏め、レポート作成等を十分に行い、国内外政府の政策立案等へ貢献すること。
(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

- 我が国企業活動や通商政策への貢献を目的とする調査・研究業務に関する目標値の設定に当たっては第三期中期目標期間の平均実績を上回る目標値を設定。
- 運営費交付金の効率化を図る中、経営努力により事業の効果・効率を高め、同目標値を4年間維持することを目指す。

【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】

➤ 政策的・社会的・経済的観点からの評価軸

政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献

(評価指標)

- ・ 政策立案への貢献や研究成果の普及状況

(モニタリング指標)

- ・ 政策ブリーフィング件数：年平均 282 件以上
- ・ 成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数：年平均 75 件以上
- ・ 成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上
- ・ 定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシーブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）について年平均 195 万件以上を達成する

➤ 学術的観点からの評価軸

先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出

(評価指標)

- ・ 先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況

(モニタリング指標)

- ・ 研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上

➤ 国際的観点からの評価軸

国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献

(評価指標)

- ・ 国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況

(モニタリング指標)

- ・ 国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均 7 件以上

4. 業務運営の効率化に関する事項

日本再興戦略において取り組むものとされている役割と政府目標を踏まえつつ、日本貿易振興機構の業務の必要性及びその達成度合を政府・国民に対して分かりやすく示し、政府・国民に対して説明責任を果たすため、事業のアウトプットに関わる定量的目標のみならず、できる限り企業等の事業成果（アウトカム）に着目した目標など、事業の特性や政策ニーズ等に応じた実効性を伴う質の高い目標の策定や企業の成功事例など具体的な定性的アウトカムの創出を図る。こうした事業成果向上に資する目標の達成に向けては、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や成果向上に向けての業務改善やその効率化に取り組むこととする。

(1) 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図るものとする。

(イ) 組織体制・運営の見直し

組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間での連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。

監事・監査業務等の内部統制強化を図りながらも、それにより管理部門の人員が増大しないよう努力する。

また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

○ 国内事務所

国内事務所については、自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。また、地域ニーズへの対応強化、地域経済活性化への貢献、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。加えて、全国8カ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の市場開拓など都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。

今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所について、開設から一定期間を経た後（山梨事務所については初年度速やかに）、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事務所の開設の効果について検証を行う。

また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。

さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。

○ 海外事務所

海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。

また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。

（ロ）調達方法の見直し

日本貿易振興機構は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。

（ハ）人件費管理の適正化

政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の日本貿易振興機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準

の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表するものとする。

(二) 費用対効果の分析

業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。

(ホ) 民間委託（外部委託）の拡大等

民間委託の拡大に当たっては、業務全般の運営方法の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、管理的業務に加えて、各種事業実施に伴う定型的な業務等、民間企業に外部委託が可能な業務については外部委託を推進し、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。

(2) 業務の電子化

日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、IT 技術を活用して執務環境の整備を図る。その際、調達方法の改善を図ることにより、ユーザー当たりの IT 基盤投資コストの抑制に努める。

5. 財務内容の改善に関する事項

「日本再興戦略」などで示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。また、自己収入の拡大に引き続き取り組む。さらに、業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえ、これまで以上に、業務の優先順位を明確にし、それに応じた経営資源（人員・予算など）の最適配分を行い、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。

また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。

(1) 自己収入拡大への取組

第一期から第三期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、引き続き、自己収入の拡大に向けた経営努力を継続し、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関

係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の拡大を目指す。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

(3) 保有資産等の見直し

日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保し、日本貿易振興機構の活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

業務範囲の拡大、支援案件数の増加等による業務量の拡大が見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、日本貿易振興機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。
- 役職員の行動指針となる行動憲章を、日本貿易振興機構内全職員に毎年度、周知徹底を図る。
- 日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、週 1 回役員会を開催し、審議・報告する。その結果を日本貿易振興機構内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。
- 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり 2 回確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。

- 日本貿易振興機構のミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。
- アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。

(2) 情報管理

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年度法律第 140 号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に基づき、適切な対応を行う。

個人情報の取り扱いについては、引き続き、日本貿易振興機構内全職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。

(3) 情報セキュリティ

情報セキュリティ対策については、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアル整備などの措置を行うとともに、政府、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。

また、引き続き、監査、日本貿易振興機構内全職員に対する研修を毎年度実施し、日本貿易振興機構内の情報セキュリティリテラシの維持・向上を図る。

(4) 人事管理

事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、勤務環境の整備等による女性活躍の一層の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を図る。併せて、企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求められる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。

(5) 安全管理

天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。

また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。

(6) 顧客サービスの向上

地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。